

「特別講演-1」

サル飼育に関連した新規法律と省令改正、とくに外来生物法と感染症法等について
鳥居隆三（滋賀医科大学・動物生命科学研究センター）

サル類を飼育する上で重要な、新たな法律と省令改正がそれぞれ施行された。

新たな法律として「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法と略）は、侵略的外来生物による被害を予防するために１．入れない：悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない、２．捨てない：飼っている外来生物を野外に捨てない、３．拡げない：野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない、の外来生物被害予防三原則のもと平成１７年６月１日施行された。これに伴い、霊長目ではアカゲザル、カニクイザル、タイワンザルが特定外来生物に指定され、これらサル類を平成１７年１２月１日以降も引き続き飼育するには特定外来生物飼養等許可申請書を環境大臣に提出し許可を受けねばならなくなった。

一方、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第５４条第１号輸入禁止地域等を定める省令」の改正が平成１７年７月１日に施行され、「アメリカ、中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ガイアナ、スリナム」以外からの輸入は禁止とするのに加えて、ペット用のサルの輸入を禁止し試験研究機関又は動物園において業として行われる試験若しくは研究又は展示の用に供されるものについてのみ輸入が許可されることとなった。これに伴い、輸入サルを飼育しようとする施設は、感染症を人に感染させるおそれがない施設であることを証する書類等を添付して厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定を受けなければならないとなった。

これらはいずれも指定のための審査基準が設けられ、サル飼育施設の場所、建物の位置、構造、飼育室の平面図やケージの構造、個体識別法、個体数の台帳管理などに加えて、資金上、及び飼育管理上の能力を審査されるための書類を必要としている。さらに平成１７年６月２２日「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、すでに施行に向けたヒアリングが実施され、今後パブリックコメント募集、自治体の関係条例改正、そして来年６月には改正法の施行が予定されており、こちらについてもサル類は指定動物に位置づけられ上記二法令と同様に飼養施設及び個体管理基準が設けられ様々な規制が加えられるようとしている。

国立大学法人動物実験施設協議会の中型動物委員会は、これら改正法の施行に先立ち、関連する省と連絡を密に取り、動物の福祉・愛護に十分配慮したサル類の飼育管理を行っていることを説明し動物実験に支障を及ぼすことがないように、公私動協と足並みを揃えて要望するとともに研究者への情報提供を行ってきた。ここではこれらの経緯の中で、法令の趣旨、申請方法等、サル飼育における現況を紹介したい。